

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|---|----------|---|
| 55. 6. 3 (1980) | 沖縄寄港の際、海中に放射能を排出した疑いが新聞等で報道された原子力巡洋艦ロングビーチが入港するにあたり、絶対に放射能漏れなどの事故を起こさぬよう要望した。 | 市 長 | 在日米海軍司令官 |
| 55. 6. 3 | 上記に対する回答 寄港地の住民に不安を及ぼすことのないよう今後も注意深い対策をとり続ける。 | 在日米海軍司令官 | 市 長 |
| 55. 7. 7 | 第8回横須賀渉外連絡会を開催 夏季に向けての米軍人による犯罪予防について要望 | | |
| 56. 1.14 (1981) | 第9回横須賀渉外連絡会を開催 本町地区等の犯罪防止対策及び情報交換について検討を行った。 | | |
| 56. 2.10 | 「ミッドウェイを含む横須賀を母港とする艦船について、その艦内における汚物の収集、貯油、移送装置の工事を完了した。」 | 在日米海軍司令官 | 横須賀市 |
| 56. 5.18 | (新聞報道) ライシャワー元駐日米国大使が新聞社のインタビューに対し ①核兵器を積んだ米国の艦船、航空機の日本領海、領空通過は、「核持込み」に当たらないという日米間の口頭了解がある。 ②これに基づき、米艦船は核を積んだまま日本に寄港していると発言した。 | 新聞報道 | |
| 56. 5.19 | 「核を搭載した米国軍艦の寄港並びに領海通行問題」について(要請) 「……速やかに事実関係を国民、市民の前に明らかにし、市民の疑惑と不安を解消されるとともに、核積載寄港及び領海通過を含む「非核三原則」が今後厳正に遵守されることを、43万市民の安全を守る立場から、強く要請する。」 | 市 長 | 総理・外務・自治各大臣、防衛庁・防衛施設庁・科学技術庁各長官 |
| 56. 5.28 | ミッドウェイの帰港延期を希望する旨の市長声明文を提出 | 市 長 | 総理・外務・自治各大臣、在日米海軍司令官 |
| 56. 5.29 | 再度、ミッドウェイの帰港延期を要請する声明文を提出 | 市 長 | 総理・外務両大臣、内閣官房長官、駐日米国大使、米国第7艦隊司令官、在日米海軍司令官 |
| 56. 5.30 | 5.29可決された「核積載米海軍艦艇の寄港並びに領海通過に関する意見書」を提出 | 市議会議長 | 総理・外務・自治各大臣、防衛庁長官 |
| 56. 6. 3 | 総理大臣と面会し、5.19付け要請文、5.28、5.29付け声明文を手渡し、ミッドウェイ帰港に際しての治安に万全を期すよう口頭で求めた。 | 市 長 | 内閣総理大臣 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|--|--------------|---|
| 56. 6. 3 (1981) | ミッドウェイ入港に関する市長声明(6.4提出) | 市 長 | 総理・外務・自 治各大臣、内 閣官房長官国 家公安委員会 委員長、神奈 川県知事 |
| 56. 6. 5 | ミッドウェイ入港に際し、市長談話を発表 「……今日まで、可能な限りの現実的かつ妥当なあらゆる対応をしてきたつ もりであり、只今の心境は、「残念」、「遺憾」を通り越して感慨無量というか、 きわめて複雑なものがあります。……」 | 市 長 | |
| 56. 6.26 | ミッドウェイ出港に際し、市長談話を発表 「……ただ、寄港中いわゆる「不測の事態」がなかったことに感謝するととも に、今後「非核三原則」の厳正な遵守を強く求めるものである。」 | 市 長 | |
| 56. 6.末 | 横須賀海軍施設内に建設の横浜海浜住宅地区(旧2号地)代替住宅(350 戸のうち残り)低層254戸が完成 | 横浜防衛施設 局 | |
| 56. 7.27 | 第10回横須賀渉外連絡会を開催 ミッドウェイその他艦船入港時における警備の強化及び夏季における各種 犯罪の予防と教育の徹底について要望 | | |
| 56. 7.30 | 「長井住宅地区の横須賀海軍施設への移転」が正式に合意された。 | 日米合同委員 会 | |
| 56.10. 1 | 米軍人等による犯罪トラブルの発生防止を図るため、本町、緑が丘、汐入 地区周辺の住宅地4ヶ所に防犯灯を設置した。 | 横須賀市 | |
| 56.10.14 | 10月13日に起きた横浜市の米海軍小柴貯油施設の貯蔵タンク爆発事故に 際し、市長は本市所在の吾妻島貯油施設についての周辺住民の不安を訴 え、事故のないよう要請した。 | 市 長 | 在日米海軍司 令官 |
| 56.11.25 | 第11回横須賀渉外連絡会を開催 空母ミッドウェイの麻薬事件(10月11日新聞報道)に関して取り締まりの徹 底を要望 年末、クリスマスにおける犯罪、警備の強化について要望 | | |
| 56.12.26 | 横須賀海軍施設内に長井住宅地区の代替住宅101戸の建設に着工 | 横浜防衛施設 局 | |
| 57. 1.19 (1982) | 横須賀海軍施設の一部、稲岡地区を本月29日、返還する旨の通知があっ た。 | 横浜防衛施設 局長 | 市 長 |
| 57. 1.29 | 稲岡地区が返還された。 | | |
| 57. 5.12 | 第12回横須賀渉外連絡会を開催 米軍人等による犯罪の予防について教育の徹底を要望 | | |
| 57. 5.27 | 5.25可決された「非核三原則と軍備縮小の推進に関する意見書」を提出 | 市議会議長 | 総理・外務両 大臣 |
| 57. 6.17 | 比与宇火薬庫の移転に係る予算措置を要望 | 市 長 | 防衛庁・防衛 施設庁両長官 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|--|-------------------|------------------|
| 57. 7.17 (1982) | 稲岡地区、海軍兵員クラブ及び長井住宅地区の3施設と猿島を含めた4施設の利用計画を検討するための「四施設利用計画協議会」は長井住宅地区の提言を最後にその目的を達成したので廃止した。 (要綱廃止) ※ 57.6.24委員解囑 提 言 稲 岡 地 区 55.7.21 海軍兵員クラブ 57.1.14 長井住宅地区 57.6.15 猿 島 55.8.23 | | |
| 57.11. 5 | 米軍人等による犯罪トラブルの発生防止を図るため、本町、汐入横須賀市地区周辺の住宅地6ヶ所に防犯灯を設置した。 | 横須賀市 | |
| 57.12. 3 | 第13回横須賀渉外連絡会を開催 クリスマス、年末、年始時期における防犯について警備体制の強化を要望 | | |
| 58. 3.末 (1983) | 横須賀海軍施設内に建設の海軍兵員クラブが完成 | 横浜防衛施設局 | |
| 58. 4. 4 | 防衛施設庁は、58年度国家予算に横須賀海軍施設内に、ごみ処理施設(焼却処理場)建設調査費を計上 | 防衛施設庁、 横浜防衛施設局 | |
| 58. 4.27 | 第14回横須賀渉外連絡会を開催 米海軍横須賀基地への入門待ち車両による国道16号の渋滞解決について協議し、今後さらに解決に向けて努力することを申し合わせた | | |
| 58. 4.末 | 横須賀海軍施設内に建設の長井住宅地区代替住宅101戸(高層96戸低層5戸)が完成 | 横浜防衛施設局 | |
| 58. 5.10 | 比与宇火薬庫の移転に係る予算措置を要望 | 市 長 | 防衛庁・防衛 施設庁両長官 |
| 58. 5.27 | 海軍兵員クラブが開設された。 | | |
| 58. 6. 4 | 横須賀海軍施設内に艦船汚水の処理に係る関連施設(陸上污水处理施設)が完成 | 横浜防衛施設局 | |
| 58. 6. 8 | 横須賀海軍施設にかかる污水处理問題等について(照会) 1.いわゆる横須賀を母港とする艦船の汚水貯留槽等の設置工事の実施状況 2.艦船汚水の処理にかかる関連施設建設工事の実施状況 3.岸壁部受入施設のバース及びドック別設置基数 4.污水处理施設から放流される排水の水質調査結果 5.横須賀海軍施設に隣接する水域の水質調査 6.横須賀海軍施設内における工場排水の処理状況 7. 污水处理施設的设计条件に係わる処理対象人員並びに計画汚水量の積算根拠 | 市 長 | 横浜防衛施設 局長 |
| 58. 6.29 | 米国戦艦ニュージャージーの横須賀寄港取りやめについて申し入れ書を提出 | 市長、県知事 | 外務大臣 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|---|-------------|-------------|
| 58. 7. 1 (1983) | 在日米海軍司令部発表 昭和58年10月にミサイル駆逐艦コクレインが、海外家族居住計画に基づいて、すでに横須賀に家族を居住させている艦船9隻に加わる。 在日米海軍司令部発表のミサイル駆逐艦コクレイン配備に関し、市長談話を発表 「……日米安保条約肯定の立場をとっている私の立場として、船の増える増えないという件は、国対国の問題であり、好ましいとは思えないが、どうこういう立場ではない。もし、核の積載ということなら非核三原則の厳正な遵守という点から一歩も譲ることは出来ない。」 | 在日米海軍報道部 | |
| 58. 7. 4 | 昭58.6.8付け「横須賀海軍施設にかかる污水处理問題等について」(回答) 1.艦船汚水の処理にかかる関連施設建設工事の実施状況 No.5ドックの岸壁部受入れ施設を除く艦船污水处理に係わる関連施設は、57年度末に完成している。 No.5ドックの岸壁部受入れ施設については本年10月末には完成予定である。 2.污水处理施設から放流される排水の水質調査結果 水質調査結果 計量項目放流水 浮遊物質 6mg/リットル BOD5 4mg/リットル 3.污水处理施設の設計条件に係る処理対象人員並びに計画汚水量の積算根拠 ・計画汚水量 居住者7,400人×100G/D/C=740,000G/D=2,812立方メートル/日 非居住者11,100人×30G/D/C=333,000G/D=1,265立方メートル/日 工場排水・地下水・その他527,000G/D=2,003立方メートル/日 基地排水合計1,600,000G/D=6,080立方メートル/日 ・既設処理能力2,640立方メートル/日 ・今回増設基地排水分6,080-2,640=3,440立方メートル/日 ・今回増設艦船排水分900,000GPD=3,420立方メートル/日 ・増設水量合計6,860立方メートル/日 以上の回答があつて未回答事項については、米軍に照会中 | 横浜防衛施設局 | 市 長 |
| 58. 7.18 | ごみの分別収集の実施に伴い、市内居住の米軍人・軍属等の実態把握についての協力依頼 | 市 長 | 米海軍横須賀基地司令官 |
| 58. 7.25 | 「米国戦艦ニュージャージーの横須賀への帰港に関する意見書」を可決 | 市議会 | |
| 58. 8. 2 | 市内居住の米軍人・軍属等の実態把握についての協力依頼に対し、「本件は、日本政府の適切なチャンネルを通じて求めるよう勧める」旨の回答文書受理 | 米海軍横須賀基地司令官 | 市 長 |
| 58. 8. 5 | 市議会議員全員により横須賀海軍施設を視察 | | |
| 58. 8. 8 | 市内居住の米軍人・軍属等の実態把握について協力を要請 | 市 長 | 横浜防衛施設局長 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あて先 |
|--------------------|---|----------|-----|
| 58. 8.31 (1983) | 昭58.6.8付け「横須賀海軍施設にかかる污水处理問題等について」(回答) 1.いわゆる横須賀を母港とする艦船の污水貯留槽等の設置工事の実施状況 貯留槽は、全ての艦船に設置されている。 2.岸壁部受入施設のバース及びドック別設置基数 全ての埠頭及びドライドックには、1基以上の污水ホース連結器が設置され、合計は81基になる。 3.横須賀海軍施設に隣接する水域の水質調査 照会の調査データはない。 4.横須賀海軍施設内における工場排水の処理状況 貴照会項目の全てを満たす米軍回答は得られないが、有害物質は湾内に放流していないとの回答を得ている。 | 横浜防衛施設局 | 市 長 |
| 58.10. 5 | 米空母ミッドウェイ「寄港」10周年にあたり、市長談話を発表 「ミッドウェイのいわゆる「母港化」は、日米安保条約等の取り決めに従って国対国の問題として実現したものであり、直接所在の地元市といえども、このこと自体をどうこうする立場にない。 いわんや私自身は、ミッドウェイのいわゆる「母港化」の当初から、安保条約を尊重する立場に立っているからなおさらである。 このことと「国是」である「非核三原則」の遵守とは別個の問題であり、今後もこの大原則は断固として守るべきものとする。」 | 市 長 | |
| 58.10.10 | 米国ミサイル駆逐艦コクレインが初めて2号バースに入港した。 | | |
| 58.10.20 | 旧海軍兵員クラブを本月28日返還する旨の通知があった。 | 横浜防衛施設局長 | 市 長 |
| 58.10.28 | 上記、旧海軍兵員クラブが返還された。 | | |
| 58.11.22 | 「横須賀海軍基地司令部による横須賀市廃棄物処理場使用に係る協定書付属書第1号」が締結 協定者 米海軍横須賀基地司令官： 横須賀市長 (協定内容) 米海軍が排出する廃棄物の量が、横浜海浜住宅及び関連施設の移設並びに廃木材の焼却処理を停止したため、各年3,960トン増加した。その処理料金を横須賀市に支払う。 ・支払始期 昭和57年10月1日 ・処理料金 廃棄物の処理及び清掃条例に定められた取扱手数料の額(1キログラムあたり1円50銭)とする。 | | |
| 58.12.12 | 米軍人等による犯罪、トラブル発生防止をはかるため、汐入地区周辺の住宅地4ヶ所に防犯灯を設置した。 | 横須賀市 | |
| 58.12.13 | 第15回横須賀渉外連絡会を開催 クリスマス、年末、年始時期における各種犯罪の予防について警備の強化を要望 基地周辺における街路防犯灯の設置状況を説明 | | |
| 59. 1. 9 (1984) | (新聞報道)米海軍軍艦事典に核ミサイルを積載した通常型潜水艦(グレイバック及びクラウラー)が、昭和34年から昭和39年にかけて横須賀に寄港していたとする記述があった。 | | |
| 59. 1. 9 | 事実関係を早急に明確にするよう申し入れ(口頭) | 横須賀市 | 外務省 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あて先 |
|--------------------|--|----------|--------------|
| 59. 1. 9 (1984) | 市長がコメントを發表 ①事実関係を政府において明らかにすること。 ②「非核三原則」の厳正な遵守を43万市民の安全を守る立場から政府に対し強く求めている。この姿勢はなんら変わるものではない。 | 市 長 | |
| 59. 1.26 | 米国政府から日本政府に対し、事実関係の調査結果が通知された。 ①グレイバック及びクラウラーがレギラスⅡ型ミサイルを積載していたとする記述は事実でない。 ②米海軍軍艦事典の改訂を検討中である。 | 外務省 | 横須賀市 |
| 59. 2.13 | 海上自衛隊船越地区の埋立について(依頼) | 横浜防衛施設局長 | 市 長 |
| 59. 4. 9 | 在日米海軍司令部發表 昭和59年7月中に駆逐艦オルデンドーフが海外居住計画に基づいて乗組員及びその家族を横須賀に居住させている艦船に加わる。同時期に戦闘補給艦ホワイト・プレーンズ(乗組員及び家族)をグアムに移動する。 | 在日米海軍報道部 | |
| 59. 5. 2 | 第16回横須賀渉外連絡会を開催 米軍人等の犯罪予防等について要望 | | |
| 59. 5.10 | 「非核三原則の堅持に関する意見書」を可決 | 市議会 | |
| 59. 5.22 | 比与宇火薬庫の移転に係る予算措置を要望 | 市 長 | 防衛庁・防衛施設庁両長官 |
| 59. 5.31 | 横須賀海軍施設におけるごみ焼却施設の建設について要請 1.環境影響評価の実施について 2.横須賀市南部処理工場公害防止協定の準拠について | 市 長 | 横浜防衛施設局長 |
| 59. 6. 1 | 使用済み乾電池の処理について要請 | 市 長 | 米海軍横須賀基地司令官 |
| 59. 6. 5 | 反トマホークに関する54,587人の署名が提出された。 | | |
| 59. 6.14 | 米原子力潜水艦「タニー」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」の配備について申入れ (申入れ事項) 1.原子力潜水艦「タニー」(スタージョン級)に核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているかを米国政府に確認されたか。また確認される意向があるか。 2.核付き巡航ミサイル「トマホーク」配備艦船の日本寄港についての政府の基本姿勢 (外務省回答) 1.確認していない。また確認する考えはない。 2.日本政府としては、「非核三原則」を厳正に堅持していく姿勢に変わりはない。 | 市 長 | 外務大臣 |
| 59. 6.14 | 同上文書の写を在日米海軍司令官あて送付 | 市 長 | 在日米海軍司令官 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あて先 |
|--------------------|--|--------------------------------------|--------------|
| 59. 6.20 (1984) | 5月10日市議会臨時会で可決された「非核三原則の堅持に関する意見書」並びに6.14付けで「核付き巡航ミサイル“トマホーク”の配備について申入れ」を踏まえ、「非核三原則の厳正な遵守」を要請した。 (問)船に積んでの出入港、領海の運航、領空の飛行については「持ち込ませず」に触れ、事前協議の対象になると理解しているが、政府としてそれにくるいはないか。 (答)それに、なんら、くるいはない (問)トマホークに核・非核両用あるが、ひとつひとつたしかめる意思があるか。 (答)事前協議の対象となっており、アメリカもそれを守るといふことであるから、あえてその必要はないし、たしかめるつもりはない。 | 市長、市議会 議長 | 外務大臣 |
| 59. 7. 5 | 「神奈川県非核兵器県宣言」が可決された。 | 神奈川県議会 | |
| 59. 7.27 | 「長井住宅地区の返還計画の一部変更」(通信試験施設の残置)について同意要請 | 横浜防衛施設 局長 | 市 長 |
| 59. 8. 1 | 同上について回答 「通信試験施設の移転先を今後とも継続かつ積極的に検討すること等を約束するならば、市議会に諮り、検討する。」旨要望 | 市 長 | 横浜防衛施設 局長 |
| 59. 8.13 | 同上要望について回答 「今後とも米側と協議し努力する。」 | 横浜防衛施設 局長 | 市 長 |
| 59. 8.15 | 米国駆逐艦オルデンドーフが初めて10号バースに入港した。 | | |
| 59. 9. 5 | 59.7.27付け横浜防衛施設局長の同意要請に対する回答 「長井住宅地区返還計画の一部変更」は止むを得ないものとして同意する。 | 市 長 | 横浜防衛施設 局長 |
| 59. 9. 5 | 旧軍港市市長会議で「非核三原則の厳正な遵守」と「核兵器の廃絶について」の共同声明が採択され、これを外務大臣に要請することが決定された。 | 旧軍港市市長 会(横須賀・佐 世保・呉・舞鶴 各市長) | |
| 59. 9.10 | 「核兵器廃絶に関する決議」が可決された。 | 市議会 | |
| 59. 9.19 | 米国原子力潜水艦「インディアナポリス」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 59. 9.19 | 同上文書の写を在日米海軍司令官あて送付 | 市 長 | 在日米海軍司 令官 |
| 59. 9.20 | 長井住宅地区に所在する通信試験施設について、将来、日米間相互で合意できる場所が見つければ、同施設を移設する。それまでの間同施設存置のための附帯工事が完了した後に返還する旨合意 | 日米合同委員 会 | |
| 59.10. 8 | 旧軍港市市長が「非核三原則の厳正な遵守」と「核兵器の廃絶について」要請 | 旧軍港市4市 長 | 外務大臣 |
| 59.10.19 | 第17回横須賀渉外連絡会を開催 本町地区における社会秩序の保持と環境浄化に係わる地元町内会の要望について協議 | | |
| 59.11.21 | (新聞報道)米原子力空母カール・ビンソンが、12月上旬、日本に寄港、横須賀が有力 | | |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あて先 |
|--------------------|---|-------------------|----------|
| 59.11.21 (1984) | 外務省に対し、上記の事実関係について確認を行った。 (外務省回答) 1.昨日米国政府から12月前半に日本に寄港する可能性がある旨連絡があった。 2.日本政府としては、日米安保条約、関連取極に基づき断る理由はない。核兵器積載の問題があれば、当然事前協議がなされるはずである。 | 横須賀市 | 外務省 |
| 59.11.27 | 横須賀海軍施設におけるごみ焼却施設の建設について要請 1.環境影響評価の早期実施について 2.本市が実施しているごみ焼却施設の公害防止基準を遵守できるような施設の建設について | 市 長 | 横浜防衛施設局長 |
| 59.11.30 | 「原子力航空母艦カール・ビンソンの横須賀寄港はないよう」要請書を提出 (県知事も同日、本市と同様要請書を提出) | 市 長 | 外務大臣 |
| 59.12. 3 | 在日米海軍司令部発表 「米海軍の最新鋭空母カール・ビンソンが、乗組員の休養とレクリエーションの目的で横須賀へ通常の寄港をする。同艦は、12月10日に到着し12月12日に出港する。……」 | 在日米海軍報道部 | |
| 59.12. 3 | 上記発表に関し、市長コメントを発表 「……原子力航空母艦カール・ビンソンが、来る10日に横須賀港に入港する」旨の発表に接したが、本件については、11月30日付けをもって、外務大臣あてに、横須賀寄港が行われぬよう特別な配慮方を要請してきているところであり、今回の発表となったことは、甚だ遺憾のきわみである。本職としては、重ねて「寄港取り止め」を求めるため、明日上京してこの旨を強く訴え、強く要請する所存である。……」(県知事も同じ談話を発表) | 市 長 | |
| 59.12. 3 | 「米国原子力航空母艦カール・ビンソンの横須賀への寄港に関する意見書」を可決 | 市議会 | |
| 59.12. 3 | 米国原子力潜水艦「サンフランシスコ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 59.12. 3 | 基地周辺に騒音防止の立看板を設置した。 | | |
| 59.12. 4 | 米国原子力航空母艦カール・ビンソンの横須賀寄港取り止めについて要請書を提出 | 市 長 | 外務大臣 |
| 59.12. 4 | 同上要請文の写を在日米海軍司令官あて送付 | 市 長 | 在日米海軍司令官 |
| 59.12. 6 | 第18回横須賀渉外連絡会を開催 クリスマス、年末、年始を控えての各種犯罪の予防について要望 | | |
| 59.12. 7 | 米国原子力航空母艦カール・ビンソンの寄港取り止めについて要請するとともに、市議会の「米国原子力航空母艦カール・ビンソンの横須賀への寄港に関する意見書」を提出した。 | 市長、市議会 議長、同副議長 | 外務大臣 |
| 59.12. 9 | 米国原子力航空母艦カール・ビンソンが、明10日午前9時頃横須賀に寄港する。(電話) | 外務省 | 市 長 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|-------------------|---|----------|-------------|
| 59.12.9 (1984) | 米国原子力航空母艦カール・ビンソンの寄港にあたって(要請) 「……ついに横須賀に寄港する旨の通告に本日接した。このことは私たち横須賀市民にとっては、かえすがえすも残念なことであり、遺憾の極みである。 しかし、政府が、日米安全保障体制の効果的運用の一環として寄港を了承された以上は、あえて下記につき、万全の対応、措置を講ぜられるよう、特に重ねて要請する。 1. 国是である「非核三原則」が厳正に遵守されて、核兵器の持ち込みがないことを明瞭な形で明らかにされること。 2. 空母「ミッドウェイ」と同時寄港となるようなことは絶対に避けられること。 3. 寄港に伴い不測の事態が生ずることのないよう、市民の生命・財産を守り安全を確保する立場から十分配慮されること。 | 市 長 | 外務大臣 |
| 59.12.9 | 同上要請文の写を在日米海軍司令官に送付 | 市 長 | 在日米海軍司令官 |
| 59.12.10 | 米国原子力航空母艦「カール・ビンソン」が午前8時30分入港した。 | | |
| 59.12.10 | カールビンソン寄港に当って市長談話を発表 「米国原子力航空母艦カール・ビンソンは遂に横須賀港(基地)へ寄港した。私は、今日に至るまで数回にわたり「空母ミッドウェイ母港化」以来の経緯を踏まえ、種々の理由、主張、懸念を言葉をつくして述べ、寄港の「中止」又は「取り止め」を求めてきた。 しかし、その甲斐なく「寄港」が現実に行われたことは、横須賀市民としても、かえすがえすも残念であり遺憾の極みである。……」(県知事も入港に対する抗議の談話を発表) | 市 長 | |
| 59.12.12 | 「カール・ビンソン」が午前8時58分出港した。 | | |
| 59.12.25 | 市内居住の米軍人、軍属の実態把握について協力を重ねて要請 | 市 長 | 横浜防衛施設局長 |
| 59.12.25 | 横須賀海軍施設にかかる污水处理問題等について(依頼) 昭58.6.8付け照会事項に関連して、一部懸案事項である污水处理施からの排水の水質調査結果及び、制限水域内の水質調査の立入り許可について、早急に開示実現方を依頼した。 | 市 長 | 横浜防衛施設局長 |
| 60.1.28 (1985) | 米国原子力潜水艦「ラ・ホヤ」の寄港に関連し、一部報道によれば同艦には「トマホーク」が既に配備済みと伝えられており、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60.1.28 | 同上要請文の写を在日米海軍司令官あてに送付 | 市 長 | 在日米海軍司令官 |
| 60.1.31 | 昭和59年12月25日発生の空母ミッドウェイ艦内火災について口頭申し入れ。 | 市 長 | 米海軍第7艦隊司令官 |
| 60.2.15 | 消防相互援助協定を改訂 昭37.7.18に協定を締結した消防相互援助協定を改訂した。 | 市 長 | 米海軍横須賀基地司令官 |
| 60.3.25 | 昭和58.8.8付け要請及び59.12.25付け依頼に対する回答 米海軍横須賀基地司令官から下記のとおり回答があった。「要請のあった情報については、遺憾ながら、連邦法及び規則に基づき、提供いたしかねます。」 | 横浜防衛施設局長 | 市 長 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|---|--------------|--------------|
| 60. 3.26 (1985) | 横須賀基地周辺の米軍人等の行為による住民被害の補償問題について要請 | 神奈川県知事、横須賀市長 | 防衛施設庁長官 |
| 60. 3.29 | 市内居住の米軍人・軍属の実態把握について(照会) 昭60.3.25付け回答に対し、 1.連邦法及び規則の名称及び公布、施行年月日を教示いただきたい。 2.行政目的遂行のため必要とした本件が、連邦法及び規則のどの条項に抵触するか教示いただきたい。 | 市 長 | 横浜防衛施設局長 |
| 60. 4.12 | 米国原子力潜水艦「ニューヨークシティ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60. 5.14 | 長井住宅地区(通信試験施設を除く)を5月31日に返還する旨の通知があった。 | 横浜防衛施設局長 | 市 長 |
| 60. 5.24 | 海上自衛隊船越地区の埋立免許が港湾管理者の長である市長から交付された。 | | |
| 60. 5.31 | 長井住宅地区が返還された | | |
| 60. 6. 3 | 米国原子力潜水艦「ニューヨークシティ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60. 6.10 | 比与宇火薬庫の移転に係る予算措置を要望 | 市 長 | 防衛庁・防衛施設庁両長官 |
| 60. 6.24 | 米国原子力潜水艦「ニューヨークシティ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60. 6.27 | 第19回横須賀渉外連絡会を開催 基地周辺地区における諸問題について協議 | | |
| 60. 7.25 | 米国原子力潜水艦「サンフランシスコ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60. 7.27 | 米国原子力潜水艦「バーミンガム」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60. 8.12 | 米国原子力潜水艦「ポーツマス」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60. 8.16 | 横須賀海軍施設におけるごみ焼却施設の建設について要請 1.分別収集の実施について 2.減容施設の建設について 3.排出ガス及び排出水の計測記録の提供について | 市 長 | 横浜防衛施設局 |
| 60. 9.13 | 米国原子力潜水艦「サンフランシスコ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60. 9.20 | 横須賀海軍施設内の浚渫等計画について次のような説明があった。 ・泊浦湾仕切堤設置工事 工期 60年10月～61年9月面積7万㎡ ・浚渫工事 工期 61年9月～62年7月面積27.9万㎡ | 横浜防衛施設局 | 横須賀市 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|--|-----------|----------|
| 60.10. 2 (1985) | 米国原子力潜水艦「バーミンガム」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60.10. 8 | 横須賀海軍施設内の浚渫等計画について文書で照会した。 ・浚渫及び埋立の目的、規模、区域 ・埋立地の土地利用計画 ・海水汚濁等公害問題に対する措置等 | 市 長 | 横浜防衛施設局 |
| 60.10.14 | 米海軍艦船で「エイズ」患者が発生したという噂がでていることについて、在日米海軍司令部は「エイズの患者を診察したり、疑われる患者を診察したことはない」と発表があった。 | 在日米海軍報道部長 | |
| 60.10.17 | 米国原子力潜水艦「ヒューストン」の寄港に関連し、一部文献によれば、すでに巡航ミサイル「トマホーク」が配備されたともとれる表現ともなっており、そのことから、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について | 市 長 | 外務大臣 |
| 60.10.28 | 米国原子力潜水艦「バッファロー」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60.10.31 | 昭60.10.8照会した横須賀海軍施設内の浚渫等計画について回答があった(60.11.5受付) ・本計画は艦船停泊地周辺に土砂等が堆積し、艦船の航行接岸に支障が生じるため浚渫するものであり、泊浦を仕切り土砂等を捨てる計画である。 ・仕切堤内の土地利用計画は、浚渫土の投棄場であり利用計画はない。 ・公害問題については、環境庁の定める「生活環境の保全に関する環境基準」を守る。 | 横浜防衛施設局 | 市 長 |
| 60.11. 7 | 米国原子力潜水艦「ヒューストン」の寄港に関連し、一部文献によれば、すでに巡航ミサイル「トマホーク」が配備されたともとれる表現ともなっており、そのことから、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60.12. 9 | 第20回横須賀渉外連絡会を開催 クリスマス、年末年始を控えての各種犯罪の予防について要請 | | |
| 60.12.10 | 米国海軍フリゲート艦「ロックウッド」が比国商船「サントニノーR」と衝突、流出した軽油でのり養殖に被害が出た。 | | |
| 60.12.11 | 上記事故が発生したことについて要請 「船舶がふくそうする湾口の狭隘な東京湾における軍艦の航行にはより一層の注意を払われることを米国政府に要請されたい。」 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60.12.11 | 米国原子力潜水艦「ヒューストン」の寄港に関連し、一部文献によれば、すでに巡航ミサイル「トマホーク」が配備されたともとれる表現ともなっており、そのことから、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60.12.24 | 米軍横須賀基地従業員の勤務時間制の変更について要請 | 市 長 | 在日米海軍司令部 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|--|----------|--------------|
| 60.12.24 (1985) | エイズウイルス抗体陽性者の発生について ・空母ミッドウェイの乗組員が基地海軍病院において検査の結果、エイズウイルス抗体陽性者と判明した。(1名) ・現在、基地内海軍病院に収容し、検査をしている。 ・検査は2種類あり、1種類の検査を2回行った結果エイズウイルス抗体の陽性反応があった。残り1種類は本国でないと検査できない。 ・従って12月26日に本国に送還する。 ・抗体陽性者の氏名、年齢、性別は不明である。 | 在日米海軍司令官 | 市 長 |
| 60.12.25 | 空母ミッドウェイ乗組員のエイズウイルス抗体陽性者の発生について要請 1.横須賀港に寄港する全艦船乗組員等の健康診断(血清抗体検査を含む)を可及的すみやかに実施し、その結果を本市に連絡願いたい。 2.艦船乗組員等の衛生教育を徹底し、緊急に感染防止の措置をとられたい。 3.エイズウイルスの抗体陽性者は一刻も早く本国へ送還願いたい。 | 市 長 | 在日米海軍司令官 |
| 60.12.26 | 同上要旨を米軍に申し入れるよう要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 60.12.27 | 米国軍艦の事故防止について要請 1.このような事故が再発することのないよう米軍に対し申し入れをすること。 2.漁業被害に対しては誠意を持って解決されること。 | 市 長 | 防衛庁・防衛施設庁両長官 |
| 60.12.28 | 米国軍艦の事故防止について要請 「……この航路は航路幅も狭く、また出入船舶の往来が激しい危険な海域であるところから各種の規制が行われており、日頃から事故発生が憂慮されているところであります ……速やかに事故原因を究明すると共に、今後このような事故が再発することのないよう厳重な注意を喚起され、一層の安全に努められたい。」 | 市 長 | 在日米海軍司令官 |
| 60.12.30 | 昭60.12.25付け要請に対する回答(61.1.6受付) 「……本件については米海軍も貴下と同様の心配をしており適切な対策を講ずるものであります。」 | 在日米海軍司令官 | 市 長 |
| 61. 1. 2 (1986) | 昭60.12.28付け要請に対する回答(61.1.8受付) 「……横須賀市民のもつ不安の念と合わせて、この事故に対する貴下の憂慮は十分に理解され、かつ認識されるものであります。事故の原因を究明し、将来このような事故が起こらないようにするため事故のすべての面が十分に調査されますことを保証します。」 | 在日米海軍司令官 | 市 長 |
| 61. 1. 4 | 米国原子力潜水艦「ブレマートン」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 61. 1.16 | 米海軍フリゲート艦の衝突事故について(61.1.17受付) 昭60.12.27付け横須賀市長名要請を受け、同日横浜防衛施設局長名をもって在日米海軍司令官に口頭で、次のことを申し入れた。 「……早急に本件の事故原因の究明と艦船の安全航行の徹底等、抜本的な再発防止策を講じられるよう要請する。」 | 横浜防衛施設局 | 横須賀市 |
| 61. 1.22 | 米国原子力潜水艦「インディアナポリス」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|--|----------|---------------|
| 61. 1.24 (1986) | 米空母ミッドウェイ乗組員にエイズウイルス抗体が陽性であった患者について(照会) 米本国における検査の結果がエイズウイルスの保有者か、あるいは、その疑いが濃厚である場合は、感染してから(感染時期が不明なときは、過去5年以降)今回入院するまでの日本国内における行動 | 市 長 | 外務大臣・在日米海軍司令官 |
| 61. 1.27 | 横須賀海軍施設におけるごみ処理施設の建設について(回答) 1.地位協定第3条第3項の公共の安全条項に基づき、分別に協力する。 2.プラスチックごみ減容処理するための減容施設を建設する。 3.米軍側から得た計測記録は必要に応じて提供することに協力する。 | 横浜防衛施設局長 | 市 長 |
| 61. 1.30 | 米本国に送還されたエイズウイルス抗体陽性の患者の検査結果について、外務省より、「エイズウイルス抗体は陽性であったが、エイズ患者でないと判明した。」との連絡があった。 | 外務省 | 横須賀市 |
| 61. 3.14 | 米国原子力潜水艦「ブレマートン」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 61. 3.17 | 米国空母「ミッドウェイ」の改修工事が4月から約7ヶ月間に亘り行われるとのことから、工事期間中の事故防止及び工事関係車両等により国道16号線が渋滞することのないよう等について要請 | 市 長 | 在日米海軍司令官 |
| 61. 4.25 | 米国原子力潜水艦「インディアナポリス」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 61. 5.15 | 米国原子力潜水艦「ブレマートン」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 61. 6. 2 | 比与宇火薬庫の移転に係る予算措置を要望 | 市 長 | 防衛庁・防衛施設庁両長官 |
| 61. 6. 2 | 米国原子力潜水艦「ソルトレイクシティ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請(寄港中止) | 市 長 | 外務大臣 |
| 61. 6.24 | 第21回横須賀渉外連絡会を開催 夏季に向かっての犯罪予防等について協議 | | |
| 61. 7.24 | 米国原子力潜水艦「ラ・ホヤ」の寄港に関連し、一部報道によれば同艦には「トマホーク」が既に配備済みと伝えられており、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 61. 8.13 | 米国原子力潜水艦「ラ・ホヤ」の寄港に関連し、一部報道によれば同艦には「トマホーク」が既に配備済みと伝えられており、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|---|-----|-------------------|
| 61. 8.23 (1986) | 米国原子力巡洋艦「ロングビーチ」の寄港に関連し、「国是である非核三原則を厳正に遵守されて、核兵器の持ち込みがないことを、明瞭な形で明らかにされること」及び「寄港に伴い、市民の生命と財産を守り、安全を確保するため、不測の事態が生ずることのないよう、十分配慮されること」を要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 61. 9.16 | 米海軍横須賀基地内での艦船修理工事等に伴うアスベストの取り扱い方法について、基地従業員等作業従事者の安全について、適切な指導等が行われるよう要望 | 市 長 | 在日米海軍司令官・横浜防衛施設局長 |
| 61.10. 1 | 米国原子力潜水艦「ラ・ホヤ」の提供水域外の寄港及び「タニー」の寄港に際して通知が遅れたことについて、原子力艦船の横須賀寄港にあたっては、寄港が提供水域外に及ぶことは絶対にならぬよう、また、寄港位置に係る通知は厳密かつ正確に行うこと。さらに、寄港にあたっては、24時間前通知制を厳密に遵守するよう要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 61.11.17 | 米国原子力潜水艦「ロサンゼルス」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 61.12.12 | 米国原子力潜水艦「オリンピア」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 61.12.15 | 第22回横須賀渉外連絡会を開催 年末年始における事故、犯罪予防について協議 | | |
| 61.12.15 | 米国原子力潜水艦「オリンピア」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 61.12.22 | 米国原子力潜水艦「サンフランシスコ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 61.12.末 | 横須賀海軍施設内ごみ処理施設の建設着工 建設規模 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地下1階、地上3階延4,558.37㎡ | | |
| 62. 1. 2 (1987) | 米国原子力潜水艦「オリンピア」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62. 1.20 | 昭和52年9月に米軍ジェット機が横浜市緑区に墜落した事故があり、その時の連絡体制等について反省があったことから、厚木基地周辺の航空機事故等の連絡体制、応急体制等を整備するため、防衛施設庁の呼びかけにより、関係自治体等を含めた、航空機事故等連絡協議会が発足した。 | | |
| 62. 1.23 | 池子米軍住宅建設に関し、民間グループがその代替案として、本市を含む数か所への分散建設を知事等へ提案したとのことから、代替案は市民感情を無視したものであり、絶対に許されるものではない旨申し入れを行った。 | 市 長 | 神奈川県知事・横浜防衛施設局長 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|---|----------|--------------|
| 62. 2.26 (1987) | 米国のエイズ対策等について外務省から説明があった。 (1)新しく募集する兵隊は必ずエイズ抗体検査を受けさせ、陽性反応があった場合は除隊させる。 (2)全米軍人について検査を実施する。 (3)検査の結果、陽性反応がでた場合、海外勤務を禁止する。 (4)在日米軍については、かねてから検査を行っていたがエイズ患者、抗体陽性者等はいなかった。 (5)万が一在日米軍人から陽性者が出た場合、直ちに米本国へ送還させると共に日本側(厚生省)に通知する。 | 外務省 | 横須賀市 |
| 62. 3. 3 | 米空母ミッドウェイの乗組員がエイズウイルス抗体陽性者として米本国へ送還されたが、外務省からその最終結果について「エイズウイルス抗体検査の結果陰性である」との回答があった。 | 外務省 | 横須賀市 |
| 62. 3. 9 | 米国原子力潜水艦「ヒューストン」の寄港に関連し、一部文献によれば、すでに巡航ミサイル「トマホーク」が配備されたともとれる表現ともなっており、そのことから、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62. 3.24 | 米国原子力潜水艦「オリンピア」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62. 4. 6 | 米国原子力潜水艦「ロサンゼルス」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62. 4.15 | 我が国への核持ち込みに関し、日米間に秘密取り決めがあったとする新聞報道等に対し、外務省に見解を求めた。 [外務省見解]報道された電文の内容は核持ち込みを可能とするような秘密の合意があることを示すものではない。 核持ち込みに関する事前協議制度については、「岸・ハーター交換公文」「藤山・マッカーサー口頭了解」がすべてであり、秘密であると否とを問わず、この他に何らかの取り決めがあるという事実はない。 | 横須賀市 | 外務省 |
| 62. 5. 8 | 米国原子力潜水艦「ポーツマス及びオリンピア」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62. 5.27 | 米国原子力潜水艦「バッファロー」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62. 5.29 | 比与宇火薬庫の移転に係る予算措置を要望 | 市 長 | 防衛庁・防衛施設庁両長官 |
| 62. 6.23 | 在日米海軍司令部は海外家族居住計画による艦船の交替配備について、「フリゲート艦カーツは、1988会計年度中に既に海外居住計画によって横須賀にあるフリゲート艦ノックスと交替する。」旨発表 | 在日米海軍報道部 | |
| 62. 7. 2 | 第23回横須賀渉外連絡会開催 米軍人等による犯罪の予防とその教育について協議 | | |
| 62. 7.10 | 米国原子力潜水艦「ポーツマス」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|---|----------|-------|
| 62. 7.15 (1987) | 米国原子力潜水艦「バッファロー」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62. 8.22 | 米国原子力潜水艦「ポーツマス」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62. 8.23 | 米海軍横須賀基地に「核兵器事故処理班」が存在しているとの新聞報道に関し、市長はコメントを発表 「今まで外務省からも、在日米海軍司令部からも何ら情報は得ていない。私としては、従来から政府が言明しているとおおり、「非核三原則」は厳正に遵守されているものと信じている。 しかし、今回の報道に鑑み、外務省にも照会し不明な点があれば明らかにし、「市民の不安を除き、安全を図る」姿勢を今後も強く維持したい。」 | 市 長 | |
| 62. 8.24 | 前記報道に関し、事実確認を行うとともに、「非核三原則」の厳正な遵守について要請 (外務省回答) 政府として、核持ち込みは事前協議が行われていない以上、核持ち込みについて、なんら疑いを有していない。そもそも我が国に核兵器は存在しない、従って、政府が核兵器事故に対処する計画につき、在日米軍と協議した事実はまったくない。 爆発物処理第1グループ分遣隊が横須賀と佐世保に置かれていることは、米側より確認している。しかし、このグループの任務は爆発物全般の処理を任務としており、核爆発物のみの処理を任務とする部隊ではないと米側から聞いている。 | 横須賀市 | 外務省 |
| 62. 8.28 | 米国原子力潜水艦「ホノルル」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62. 8.31 | 米国原子力潜水艦「ホノルル」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62. 9.30 | 在日米海軍司令部は海外家族居住計画による艦船の交替配備について、「駆逐艦ファイブ及びフリゲート艦ロッドネイデビスは、1988会計年度中に海外家族居住計画によって、既に横須賀にあるフリゲート艦フランス・ハモンド及びロックウッドと交替する。」旨発表 | 在日米海軍報道部 | |
| 62. 9.30 | 昭62.9.30の米国駆逐艦「ファイブ」及び米国フリゲート艦「ロッドネイデビス」の交替配備が発表されたことに関連し、具体的な配備の時期、また、ジェーン海軍年鑑によれば駆逐艦「ファイブ」は垂直発射装置の装備と「トマホーク」の配備が予定されていると記述されているところから、垂直発射装置の装備の有無、トマホーク配備の有無等について照会 | 横須賀市 | 外務省 |
| 62. 9.30 | 上記照会に対し「具体的な配備の時期については承知してない。ファイブは現在改修中であり、改修終了後は垂直発射装置を装着することになる由である。 垂直発射装置には種々のミサイルを装填可能である由であるが、ファイブがいかなる武器を有することになるのか等につき確認する立場にない」等の回答があった。 | 外務省 | 横須賀市 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|--|----------|----------|
| 62.10.12 (1987) | 米国原子力潜水艦「ホノルル」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62.10.15 | 米国原子力潜水艦「ギタロ」の寄港に関連し、一部文献によれば、過去に巡航ミサイル「トマホーク」の実験艦であったと表記されているところから、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62.10.26 | 横須賀海軍施設内の浚渫作業工事中に、不発弾が発見されたとの報道に関し、一つ間違えば重大な事故になりかねないものであり、こうしたことが2度と起きないように、十分な磁気探査等を行い、安全を確保してから工事を行うよう、米軍に強く申し入れることを要請 | 市 長 | 横浜防衛施設局長 |
| 62.11.16 | 横須賀海軍施設内の浚渫工事の計画変更について通知があった。浚渫土量について、当初計画では約250,000㎡であったが、その後の調査によって、約311,000㎡となった。浚渫土量が増えたことにより、泊浦への投棄だけでなく、元長浦(吾妻島)へも投棄する計画である | 横浜防衛施設局長 | 市 長 |
| 62.11.27 | 米国原子力潜水艦「ギタロ」の寄港に関連し、一部文献によれば、過去に巡航ミサイル「トマホーク」の実験艦であったと表記されているところから、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 62.12.10 | 第24回横須賀渉外連絡会を開催 クリスマス、年末年始を控えての事故及び犯罪の防止について協議 | | |
| 63. 1.14 (1988) | 在日米海軍司令部は海外家族居住計画の変更に伴う艦船の交替配備について、「巡洋艦バンカーヒルは、1988年中に海外家族居住計画のもとで、既に横須賀にあるフリゲート艦カークと交替する。」旨発表 | 在日米海軍報道部 | |
| 63. 1.14 | 米国巡洋艦バンカーヒルの交替配備が発表されたことに関連し、具体的な配備の時期、また、ジェーン海軍年鑑によれば、同艦の垂直発射装置から「トマホーク」の発射実験がなされたと記述されているところから、垂直発射装置の装備の有無、トマホーク配備の有無等について照会 | 横須賀市 | 外務省 |
| 63. 1.14 | 上記照会に対し「具体的な配備の時期については承知していない。同艦が垂直発射装置を装備し、トマホーク積載能力を有していることは承知しているが、トマホーク積載能力を有することと、現実にこれを配備することは別個の問題である。 核兵器の持ち込みが行われる場合はすべて事前協議の対象となり、事前協議が行われた場合、政府は常にこれを拒否する所存であるので「非核三原則」を堅持するとの我が国の立場は十分確保されると考える」等の回答があった。 | 外務省 | 横須賀市 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|--|-----|----------|
| 63. 1.16 (1988) | 昭62.9.30及び63.1.14在日米海軍司令部から発表のあった、米国駆逐艦「ファイブ」及び米国巡洋艦「バンカーヒル」の交替配備に関連し、一部文献によれば、両艦は垂直発射装置を装備し、かつ、核・非核両用の巡航ミサイル「トマホーク」の配備が予定されており、加えて「バンカーヒル」は「トマホーク」の発射実験を行ったと記述されていることから、両艦のいわゆる母港化という新たな事態に鑑み両艦に核兵器が搭載されていないことを明らかにするよう要請 | 市長 | 外務大臣 |
| 63. 1.28 | 米国原子力潜水艦「ソルトレイクシティ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市長 | 外務大臣 |
| 63. 2. 1 | 米国原子力潜水艦「ソルトレイクシティ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市長 | 外務大臣 |
| 63. 3. 4 | FAC3099横須賀海軍施設通信試験施設(ULM-4)の返還を要望 | 市長 | 横浜防衛施設局長 |
| 63. 4.28 | 米国原子力潜水艦「オマハ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市長 | 外務大臣 |
| 63. 4.28 | 米国原子力艦船の寄港が、昭和41年5月の原子力潜水艦「スヌーク」以来、今回の「オマハ」で300回に達したことに鑑み、市長コメント発表「……「国是」である「非核三原則」の厳正な遵守は当然のことであり、今後この大原則は断固として守り……万一の放射能漏れ等の事故対策については、国の責任において確立するよう……」 | 市長 | |
| 63. 5. 2 | 米国原子力潜水艦「ソルトレイクシティ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市長 | 外務大臣 |
| 63. 5.30 | 米海軍が独自に行っていた、横須賀海軍施設内の浚渫工事が完了した。 | | |
| 63. 6.21 | 米国フリゲート艦「カーツ」及び「ロッドネイデビス」が初寄港した。 | | |
| 63. 6.22 | 米国原子力潜水艦「オマハ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市長 | 外務大臣 |
| 63. 6.25 | 米国原子力潜水艦「オリンピア」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市長 | 外務大臣 |
| 63. 7. 1 | 米国原子力潜水艦「ソルトレイクシティ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市長 | 外務大臣 |
| 63. 7.19 | 核トマホーク艦(ファイブ・バンカーヒル)の横須賀母港に反対する市民の会(代表斉藤淑子)から、両艦の母港化に反対する署名簿が提出された。(137,036名) | | |
| 63. 7.23 | 横須賀港沖で海上自衛隊の潜水艦「なだしお」と民間遊漁船「第一富士丸」が衝突し、30名の死者を出す惨事が起きた。 | | |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|---|----------|--|
| 63. 7.25 (1988) | 海上自衛隊の潜水艦「なだしお」と民間遊漁船「第一富士丸」の衝突事故に関連し、 「事故が発生した海域は、米海軍横須賀基地へ入出港する原子力艦船を含む米艦船が多数航行する海域であるところから、米軍に対し、安全航行に十分意を用い、市民に不安を与える事故が絶対に生ずることのないよう注意喚起されるよう」要請 | 横須賀市 | 外務省 |
| 63. 7.26 | 比与宇火薬庫の移転に係る予算措置を要望 | 市 長 | 防衛庁・防衛施設庁両長官 |
| 63. 7.27 | 本市の要請を受けたことにより、外務省はアンダーソン在日米公使を呼び、「……国内では海上交通の安全確保の問題について懸念が高まっている。米軍においては、艦船の入出港に際しては、海上交通関連法令を遵守する等、安全確保のため万全の措置を講じられるよう。」要望 外務省の要望に対し、米側は 「従来から海上交通の安全確保のため必要な措置をとってきているが、改めて、安全確保に万全を期すよう一層の徹底を図りたい」との姿勢を示した。 | | |
| 63. 7.27 | 米国原子力艦船の寄港に伴う放射能事故対策の確立について要請 | 市 長 | 外務・自治両大臣、科学技術庁・国土庁両長官 |
| 63. 7.30 | 米国原子力潜水艦「ヒューストン」の寄港に関連し、一部文献によれば、すでに巡航ミサイル「トマホーク」が配備されたともとれる表現ともなっており、そのことから、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について及び寄港にあたっては、安全航行に万全を図られるよう米国政府に伝えるよう要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 63. 8. 3 | 海上自衛隊の潜水艦「なだしお」と民間遊漁船「第一富士丸」との衝突事故に関連し、「浦賀水道及びその周辺海域における海上交通秩序の確立と安全航行の確保」等について要請 | 市 長 | 内閣官房長官、外務・運輸・農林水産各大臣、防衛庁・海上保安庁・水産庁各長官、第一富士丸事故対策本部長 |
| 63. 8.11 | 米国原子力潜水艦「ヒューストン」の寄港に関連し、一部文献によれば、既に巡航ミサイル「トマホーク」が配備されたともとれる表現ともなっており、そのことから、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 63. 8.12 | 米国原子力潜水艦「オリンピア」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 63. 8.13 | 横須賀海軍施設内泊浦湾への建設残土の投棄について 横須賀海軍施設内泊浦湾の浚渫土砂処分地に市内の建設工事から発生する残土を投棄する計画があるとのことから、事実関係の調査及びかかる行為がなされないよう適切な処置を要請 | 市 長 | 横浜防衛施設局長 |
| 63. 8.26 | 在日米海軍司令部から「巡洋艦バンカーヒルと駆逐艦ファイブが8月31日に横須賀米海軍基地に到着する」旨発表された。 | 在日米海軍報道部 | |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あて先 |
|--------------------|---|----------|------|
| 63. 8.26 (1988) | 巡洋艦バンカーヒル及び駆逐艦ファイフの入港期日が在日米海軍司令部から発表されたことに関連し、市長がコメントを発表 「本日、在日米海軍司令官から発表のあった両艦の入港は、両艦が核・非核両用の巡航ミサイル「トマホーク」の搭載能力を有しているところから、両艦による新たな、いわゆる「母港化」が行われることを意味することとなるので、 (中略)若し、仮に、核兵器が搭載されているとするならば、国是である「非核三原則」の一角を崩すものであり、 (中略)両艦による新たな、いわゆる「母港化」という事態に鑑み私自らが議会代表と共に外務大臣に直接会い、核兵器の持ち込みが絶対にならないことを、より明瞭な形で明らかにするよう求めると共に「非核三原則」の厳正な遵守を強く求めてまいりたい。」 | 市 長 | |
| 63. 8.29 | 巡洋艦バンカーヒル及び駆逐艦ファイフのいわゆる母港化について要請 1.核付き巡航ミサイルトマホークの搭載は絶対にあってはならず、したがって、このことを明確にされたい。 2.両艦による新たな、いわゆる「母港化」という事態に鑑み、日米安全保障条約第4条による「随時協議」を行われたい。 3.「非核三原則」が厳正に遵守されていることを、従来の表明以上に、より明瞭で理解しやすい方で明らかにされたい。 | 市長(議長同道) | 外務大臣 |
| 63. 8.31 | 巡洋艦バンカーヒル及び駆逐艦ファイフが初寄港した。 | | |
| 63. 8.31 | 巡洋艦バンカーヒル及び駆逐艦ファイフが初寄港したことに関し、市長コメント発表 「両艦の入港にあたっては、市民の間に大きな不安があるところから、去る29日、外務大臣に直接お会いして、核兵器が搭載されておらず、「非核三原則」が厳正に遵守されていることを、より明瞭で理解しやすい方で明らかにされるよう、私自身、強く要請したところであります。 この要請に対し、「非核三原則」は厳正に遵守されていることを政府の外交を司る最高責任者から「明言」を得たところであります。 (中略)私自身、核兵器の持ち込みは、絶対にあってはならないものと考えており、「非核三原則」の厳正な遵守が将来とも行われるよう、引き続き、「要請」し続けてまいる所存であります。」 | 市長 | |
| 63. 9.12 | 昭63.8.13付け「横須賀海軍施設内泊浦湾への建設残土の投棄について。」(回答) 浚渫土砂の処分地から予想せざる悪臭が発生したため、悪臭防止策として行うものであり、泊浦の土捨場の趣旨及び目的に相反するものとは言い難く、浚渫土砂の投棄に伴い当然に必要な土捨場に係る、環境保全上の補完措置である。 | 横浜防衛施設局長 | 市 長 |
| 63. 9.20 | 米国原子力潜水艦「オリンピア」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 63. 9.21 | 米国巡洋艦「アンディータム」の寄港に関連し、同艦はタイコンデロガ級に属し、VLS(垂直発射装置)を装備しており、核・非核両用の「トマホーク」の積載能力を有していることから、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請すると共に、地元横須賀市民としては、大型艦船の入出港は断じて求めざる所である旨申し添えた。 | 市 長 | 外務大臣 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|--------------------|---|--------------|-----------------|
| 63. 9.21 (1988) | 横須賀海軍施設内泊浦湾への建設残土の投棄について (確認・照会) ・投棄する期間 ・当該用地の利用計画の有無 ・地位協定第3条第1項に基づく「合衆国の管理権」による行為であるのか等 | 市 長 | 横浜防衛施設 局長 |
| 63. 9.29 | 米国原子力潜水艦「ヒューストン」の寄港に関連し、一部文献によれば、すでに巡航ミサイル「トマホーク」が配備されたととれる表現ともなっており、そのことから、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 63.10. 5 | 空母ミッドウェイのいわゆる母港化15周年目にあたって、市長コメントを発表「空母ミッドウェイの「家族居住を伴う寄港」(いわゆる「母港化」)15周年を迎え、当初予想しえなかった随伴艦における眼を見張るばかりの近代装備の出現を思う時、まことに感慨無量、かつ、憂慮するところでもある。今後においては、国是である「非核三原則」が、「日米安全保障条約」の適格で、誠実な機能発揮により、引き続き、厳正に遵守されるとともに、進んで、全世界のすべての「核兵器」が廃絶されて「世界の恒久的な平和」が実現することを強く希求するものである。」 | 市 長 | |
| 63.10.14 | 米国巡洋艦「バンカーヒル」の寄港に関連し、「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 63.10.21 | 米国原子力潜水艦「バッファロー」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 63.10.29 | 米国駆逐艦「ファイブ」の寄港に関連し、「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 63.10.31 | 米海軍横須賀基地から排出されるごみの処理料金について先に(昭58.11.22)締結した協定は無効との米側の主張から、本年4月分から未納となっていることから、未納分について早急に納付されない場合は、米海軍横須賀基地から排出されるごみについて、12月1日から本市での受け入れは停止せざるを得ない旨予告通知 | 市 長 | 米海軍横須賀 基地司令官 |
| 63.11. 4 | 米国原子力潜水艦「バッファロー」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 63.11.21 | 米国巡洋艦「バンカーヒル」の寄港に関連し、「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 63.12. 6 | 昭63.9.21付け「横須賀海軍施設内泊浦湾への建設残土の投棄について」(回答) ・被覆土砂は環境保全の必要によるもので期間の予測は困難。 ・当該用地の利用計画はない。 ・米軍の措置は、地位協定に基づく管理権の行使の一環としての措置と理解する。 | 横浜防衛施設 局長 | 市 長 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|-------------------|---|---------|-------|
| 元. 2.28 (1989) | 横須賀海軍施設における提供施設整備(棧橋及び浚渫)計画についての市の照会(元.2.13付け)に対する回答があった。 ・浚渫面積は約210,000平方メートル ・現有の棧橋は米海軍艦船の近代化に伴い、長さ、幅等が不足しており艦船の整備、補給等に支障をきたしている。 また、棧橋・岸壁周辺の水深はけい留する艦船に対し適切な水深がとれず、米軍の所要を満たすには不十分となっており、艦船の運用に支障をきたしているものである。 | 横浜防衛施設局 | 市長 |
| 元. 3.23 | 横須賀市水道局と合衆国政府との水道供給についての協定が締結された。 | 市水道局 | 在日米海軍 |
| 元. 3.23 | 提供国有財産(FAC-3099横須賀海軍施設)の一部を海上自衛隊の「対潜戦センター」及び「潜水艦乗員待機所等」として一時使用することについて市政特別対策委員会で承認された。 | | |
| 元. 4. 9 | 米国原子力潜水艦「ホノルル」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 4.10 | 米国巡洋艦「バンカーヒル」の寄港に関連し、「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 4.11 | 米国駆逐艦「ファイブ」の寄港に関連し、「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 4.15 | 米国巡洋艦「バンカーヒル」の寄港に関連し、「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 4.18 | 米海軍横須賀基地の「ゴミ」を横須賀市の施設において処理することに関する協定が締結された。 ・横須賀市は毎年ゴミと灰を9,500トンまで同市が指定する場所で、合衆国政府又はその代理人に費用をかけないで受入れるものとする。 ・横須賀市は、将来米海軍横須賀基地から同市の処理場へ輸送されるゴミの量を制限しないものとする。(以下略) | 横須賀市 | 在日米海軍 |
| 元. 4.18 | 米国原子力潜水艦「シカゴ」の寄港に関連し、一部の文献によれば同艦はVLS(垂直発射装置)が装備されていると記述されているところから、同艦にVLSが装備されているか否か、また、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 4.25 | 米海軍は横須賀を母港とする第7艦隊の空母ミッドウェイを1992会計年度中に退役させ、他の通常空母と交代させることを決定したと発表 | | |
| 元. 4.27 | ミッドウェイ退役発表に関し照会 (外務省回答) (1)ミッドウェイは1992会計年度中に退役し、他の通常型空母と交代する。 (2)代替艦は通常型空母ということ以外承知していない。 この回答を踏まえ市長はコメントを発表 「……新空母の配備については改めて政府から協議があるものと理解している。協議があれば、議会とも相談して対応する。」 | 横須賀市 | 外務省 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|-------------------|---|---------------|-------|
| 元. 5. 8 (1989) | 米国原子力潜水艦「ルイビル」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 5. 9 | 米国原子力潜水艦「ヘレナ」の寄港に関連し、一部の文献によれば同艦はVLS(垂直発射装置)が装備されていると記述されているところから、同艦にVLSが装備されているか否か、また、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 5. 9 | 米誌ニューズウィークが報じた、米空母タイコンデロガから水爆を搭載した艦載機が転落・水没したとのことについて、事実確認をし回答を得た。 (外務省回答) ……1965年公海で活動中の米空母から、1個の核兵器を搭載したA4航空機が転落し、パイロット及び航空機、兵器を失った。これは陸地から500マイル以上離れたところで起きた。日本の最も近い島から80マイル離れた場所である。 ……当該米空母が横須賀へ寄港したか否かについては、現時点では確認できない。 ……いずれにしても日米安保条約上、艦船によるものを含め核兵器の持ち込みについては、全て事前協議の対象となっており、米側から事前協議がない以上、核兵器の持ち込みはないと確信する。 | 横須賀市 | 外務省 |
| 元. 5.12 | 核兵器搭載米軍機の水没事故について「事実関係を速やかにかつ厳正に究明するよう」要請 (外務省回答) 1965年12月5日、1個の核兵器を搭載した海軍のA4型機、これが米空母「タイコンデロガ」の昇降機からすべり、16,000フィート以上の海中に没した。搭乗していたパイロット、兵器及び航空機は公海において直ちに沈み回収されなかった。 なお、横須賀への寄港の有無については、現時点では確認できておらず、米国に照会中である。 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 5.15 | 米国駆逐艦「ファイブ」の寄港に関連し、「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 5.16 | 核兵器搭載米軍機の水没事故について「早急に真相を明らかにし、非核三原則を遵守するための対応を取るべきだ」とする意見書を全会一致で可決。 | 横須賀市議会 | |
| 元. 5.16 | 核兵器搭載米軍機の水没事故に関する事実関係の究明と非核三原則の厳守を要請し、回答を得た。 (外務省回答) ・政府としては本件事故について重大な関心を有し米国政府に対し、日本政府が重大な関心を表明するとともに、事実関係につき照会を行っている。 ・米側からは本件事故当時、事故現場においてはいかなる汚染も測定されなかったと説明を受けた。 ・横須賀寄港については、現時点では確認できておらず米側に照会中である。 | 旧軍港市振興 協議会 | 外務大臣 |
| 元. 5.23 | 市長は市議会本会議の場を借りて「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行った。 | 市 長 | |
| 元. 5.23 | 米国巡洋艦「バンカーヒル」の寄港に関連し、「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 5.29 | 米国駆逐艦「ファイブ」の寄港に関連し、「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|-------------------|--|--------------|-----------------------|
| 元. 5.31 (1989) | 比与宇火薬庫の移転に係る予算措置を要望 | 市 長 | 防衛庁長官・ 防衛施設庁長 官 |
| 元. 6. 5 | 第27回渉外連絡会を開催 夏季に向かつての犯罪の予防と迷惑行為の防止について | | |
| 元. 6. 9 | 米国原子力潜水艦「ニューヨークシティ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 6.23 | 在日米海軍司令部は、フィリピンのスービック基地に配備されている第7艦隊のタスクフォース70(TF70)の司令官及びそのスタッフ63名が今夏、横須賀米海軍基地に移動すると発表 | 在日米海軍報 道部 | |
| 元. 6.26 | タスクフォース70の司令官及びそのスタッフの横須賀への移動について、その任務、目的、時期等を照会 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 6.28 | 元.6.26付け照会に対する回答 (外務省回答) ・今回の計画は実際の艦隊の移動を伴わない司令部だけの移動であり、艦船等の移動は全くないものと承知している。 ・本件移動は、従来横須賀とスービック湾との間の艦船・人員の往復に要していた経費と時間を、大幅に節減することになるものと承知している。 ・1989年7月ないし8月に予定されている。 ・タスクフォース70の移動に伴い、スタッフ等の家族も横須賀に移動する。 ・本件司令部の移動は、事前協議の対象に該当しない。 | 外務大臣 | 市 長 |
| 元. 7.17 | 米国原子力潜水艦「ポーツマス」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 7.25 | 米国駆逐艦「ファイブ」及び米国巡洋艦「バンカーヒル」の寄港に市長関連し、「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 7.25 | 米海軍第7艦隊のタスクフォース70の司令官及びスタッフが横須賀米海軍基地へ移動した。 | | |
| 元. 8. 3 | 米国原子力潜水艦「ニューヨークシティ」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 9. 4 | 米国原子力潜水艦「ギタロ」の寄港に関連し、一部文献によれば、過去に核付き巡航ミサイル「トマホーク」の実験艦であったと表記されているところから、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 9. 7 | 米国原子力潜水艦「シカゴ」の寄港に関連し、同艦はVLS(垂直発射装置)を装備しており、核・非核両用の巡航ミサイル「トマホーク」を搭載する能力を有しているといわれていることから、同艦に核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元. 9.14 | 米国原子力潜水艦「ポーツマス」の寄港に関連し、核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あ て 先 |
|-------------------|--|---------------|-------|
| 元. 9.29 (1989) | 米国原子力巡洋艦「ロングビーチ」の寄港に関連し「トマホーク」発射装置が装備されているか及び「トマホーク」が配備されているか否かの確認を要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元.10. 2 | 米国原子力潜水艦「ヘレナ」の寄港に関連し、同艦はVLS(垂直発射装置)を装備しており、核・非核両用の巡航ミサイル「トマホーク」を搭載する能力を有しているといわれていることから、同艦に核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元.10. 4 | 米国原子力潜水艦「パーミット」の通知のないままの出港及び「ヘレナ」が通知と異なるバースへ寄港したことに、原子力艦船の寄港通知は正確に行われると共に、同通知内容を厳守すること、原子力艦船の入港又は出港における、いわゆる24時間前通知制の厳正な遵守を申し入れた。 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元.10. 9 | ミッドウェイ元艦長ユージン・キャロル退役少将が「空母は公海上では核を搭載しており、行動の途中で核を積みおろすことはない」旨の発言をしたという報道に対して、発言内容の確認、1971年当時の空母「ミッドウェイ」の横須賀寄港の有無、核兵器の持ち込みについて当時、日米安全保障条約に基づく事前協議が行われたか否かについて照会すると共に、「非核三原則」の厳正な遵守を要請 (外務省回答) (要約)米側には米軍の施設・区域への出入りの度ごとに我が方に通告すべき義務は課されておらず、従って我が方として空母「ミッドウェイ」の横須賀米軍施設・区域への入港実績を承知する立場にはない。 政府としては、当時、核持ち込みの事前協議が行われなかった以上、米国による核持ち込みがなかったことについては、何らの疑いも有していない。 「非核三原則」を堅持するという日本政府の立場は従来と変りはない。 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元.10.30 | 米国原子力潜水艦「ヘレナ」の寄港に関連し、同艦はVLS(垂直発射装置)を装備しており、核・非核両用の巡航ミサイル「トマホーク」を搭載する能力を有しているといわれていることから、同艦に核付き巡航ミサイル「トマホーク」が配備されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元.10.31 | 仏国海軍軍艦「デュブレ」「アマラル・シャルネ」「ソム」の寄港に関し、一部文献によれば、「デュブレ」には核兵器の装備能力を有するヘリコプターが搭載されていると記述されているところから同艦に核兵器が搭載されているか否かの確認と「非核三原則」の厳正な遵守を要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元.11. 8 | 旧軍港市振興協議会正副会長会議において、非核三原則の厳正な遵守と、米国原子力艦船の寄港に関する諸手続の誠実・厳格化等を外務大臣に要請することが決議された。 | 旧軍港市振興 協議会 | |
| 元.11.10 | 在日米海軍司令部は海外家族居住計画による艦船の交替配備について「ミサイル巡洋艦モービルベイ及び駆逐艦ヒューイットは1990年中に海外居住計画によって既に横須賀にある、ミサイル巡洋艦リーブスと駆逐艦オルデンドーフと交替する。」旨発表 | 在日米海軍報 道部 | |
| 元.11.13 | 前記発表に関連し、具体的な配備の時期、またジェーン海軍年鑑によれば「モービルベイ」は垂直発射装置を装備し、かつ「トマホーク」が装備され、また「ヒューイット」は垂直発射装置を装備中であり、「トマホーク」の搭載が計画されていると記述されているところから、両艦における垂直発射装置の装備、トマホークの配備の有無等について照会 | 市 長 | 外務大臣 |

基地対策のあゆみ 昭和55年(1980年)～平成元年(1989年)

| 年月日 (西暦) | 内 容 要 旨 | 出 所 | あて先 |
|-------------------|---|-----------|------|
| 元.11.14 (1989) | 上記照会に対し 「具体的な配備の時期については承知していない。両艦は垂直発射装置を装備しているものと承知している。両艦がトマホーク積載能力を有していることは承知しているが、米海軍は、個々の艦船の装備については議論しないこととしており、当方として両艦がいかなる武器を有するか等につき確認する立場にない。現在のところ、新たな艦船の交替等の具体的計画があるとは承知していない。」等の回答があった。 | 外務大臣 | 市 長 |
| 元.11.24 | 平元.11.8旧軍港市振興協議会正副会長会議で決議された。「非核三原則」の厳正な遵守と関連する諸問題の早急な善処方について要請 | 旧軍港市振興協議会 | 外務大臣 |
| 元.11.29 | 第28回横須賀渉外連絡会を開催 年末年始における米軍人等の犯罪の予防と迷惑行為の防止について | | |
| 元.12.11 | 米国駆逐艦「ファイブ」及び米国巡洋艦「バンカーヒル」の寄港に関連し、「非核三原則」の厳正な遵守について要請 | 市 長 | 外務大臣 |
| 元.12.27 | 核兵器搭載米軍機の水没事故に関し、米国政府の回答があった。(米国政府回答(口頭)) 米国政府は、日本国民の特別の関心を理解し、「タイコンデロガ」の事故をめぐる情報を提供してきた。すなわち、位置及び環境上の影響を含め、当該事故に関する情報を日本政府に提供してきた。 しかしながら、米国政府は、この問題に関するこれ以上の議論は我々の軍の運用上の政策を危うくするものであり、我々の国家安全保障上の利益に悪影響を与えるものとする。 (日本政府としての受けとめ方) ・政府としては、今回米側の説明をそのまま受けとめている。 ・日本政府としてはあらためて米政府に照会することは考えていない ・日米安保条約上、艦船によるものを含め核兵器の持込みが行われる場合は、すべて事前協議の対象となる次第であり、政府としては、核兵器の持込みの事前協議が行われない以上、米国による核兵器の持込みがないことについては何らの疑いも有していない。 ・米国政府は、核兵器の持込み問題に対する我が国の立場及び関心を最高首脳レベルを含めて十二分に理解している。本件事故に関する米国防省の対外説明(5月9日)においても、「米国は核兵器に関する日本国民の特別な感情を承知しており、日米安保条約及び関連取極の下での義務を誠実に遵守してきており、今後も引き続き遵守する」旨述べられているところである。 | | |